

# 浄化槽の法定検査を受けましょう

## 【法定検査】とは

毎年1回、定期的な受検が義務付けられている浄化槽法第11条に基づく検査は、浄化槽がきちんと維持管理され、正常に機能しているかなど、浄化槽の状態を調べる検査です。

## 【法定検査】と保守点検・清掃は違います！

法定検査は、浄化槽管理者の皆さんが保守点検業者と委託契約をしている保守点検・清掃とは、目的や内容が異なります。

## 【法定検査】は、指定検査機関が実施します

浄化槽管理者は、浄化槽法により毎年1回、**県から指定を受けた指定検査機関の行う水質に関する検査を受けることが義務づけられています。**



### 浄化槽の法定検査とは？

身近な例だと、車を車検に出すのと似た仕組みです。

浄化槽の保守点検・清掃が正しく行われているか、浄化槽が正常に機能しているかを確認する検査です。

**全ての浄化槽には、浄化槽法に基づく法定検査が義務づけられています。**

### どんな検査をするの？

- 水質検査**・浄化槽から出てくる水の検査をします。(生物化学的酸素要求量(BOD)、水素イオン濃度(pH)、残留塩素濃度、透視度)
- 外観検査**・機能などに異常がないかをチェックします。(装置の状態、消毒の状況、水の流れ方等)
- 書類検査**・保守点検・清掃の記録票等をもとに、保守点検や清掃等が適正に行われているかを調べます。